⑿　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された工事費内訳書その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

⒀　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。本方式の詳細は、入札前価格見積方式に関する注意事項による。

⒁　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した週休２日促進工事（発注者指定方式）である。工期期間内に週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。ただし、工期期間内に週休２日を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う場合がある。詳細は、特記仕様書による。

⒂　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「遠方監視制御設備工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

⑶　施工実績　平成19年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする）

ａ）道路、鉄道、空港又は変電所において、複数の設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置の設置又は改造し、試験調整を実施した工事

ｂ）遠方の中央監視制御設備から設備の監視制御を行うため、端末側に設置するＩＰ又はＨＤＬＣ伝送手順を用いた伝送装置の設置又は改造し、試験調整を実施した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする）

ａ）道路、鉄道、空港又は変電所において、複数の設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置の設置又は改造し、試験調整を実施した工事

ｂ）遠方の中央監視制御設備から設備の監視制御を行うため、端末側に設置するＩＰ又はＨＤＬＣ伝送手順を用いた伝送装置の設置又は改造し、試験調整を実施した工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　主要設置予定機器等評価

①　本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、以下の同種機器について平成19年度以降に施工（納入）実績を有すること。なお、ａ）及びｂ）の施工（納入）実績を同一工事において有する必要はない。

同種機器

ａ）道路、鉄道、空港又は変電所において、複数の設備の制御監視を遠方より行うため、代表して設置する中央監視制御装置

ｂ）遠方の中央監視制御設備から、設備の監視制御を行うため、端末側に設置するＩＰ又はＨＤＬＣ伝送手順を用いた伝送装置

②　主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を24時間体制で受け、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う保守支援体制を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑺　施工計画が適切であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札前価格見積方式に関する見積書（以下「入札前価格見積書」という。）が提出されていること。

⑾　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、